

○職員勤務時間等に関する規程

〔 昭和 63 年 3 月 1 日 〕
規 程 第 1 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日 規程第 2 号
平成 18 年 6 月 28 日 規程第 14 号
平成 22 年 3 月 29 日 訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）
第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、職員（臨時及び非常勤職員を除く。以下同じ。）
の勤務時間の割振り及び休憩時間について定めることを目的とする。

(勤務時間及び休憩時間)

第 2 条 職員勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前 8 時 30 分から午後
5 時 15 分までとする。ただし、午後零時から午後 1 時までは、休憩時間とする。

(特例)

第 3 条 組合長は、職務の特殊性により前条の規定により難いと認めるときは、別に定
めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日規程第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 28 日規程第 14 号）

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。